

平成30年度

定期監査結果報告書

四條畷市監査委員



睨 監 第 1 5 1 号

平成31年 2月 7日

四條睨市監査委員 津 地 善 勝

四條睨市監査委員 小 原 達 朗

定期監査結果報告の提出について

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、平成30年度定期監査を実施したので、その結果に関する報告を同条第9項の規定により次のとおり提出します。

1 監査の対象

市民生活部

地域協働課

人権・市民相談課

消費生活センター

産業振興課

市民課

生活環境課

農業委員会事務局

田原支所

2 監査の期間

平成30年9月3日から平成31年1月29日まで

3 監査の概要

監査に当たっては、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、法令等に準拠し適正になされているか、また、監査対象部局が所管する事務事業が、合理的かつ効率的に執行されているかどうかを主眼におき、実施した。

4 監査の結果

監査対象部局から提出された関係書類及び資料を調査し、関係職員から事情を聴取した結果、事務事業の執行は、概ね適正に処理されているものと認められた。

しかしながら、一部において留意すべき、あるいは改善などを要する事項が認められたため、これらについて指摘を行い、是正や見直し等を図るよう要請した。

以下、各所管課等の監査結果について述べる。

【市民生活部】

市民生活部の所管事務は、四條畷市事務分掌条例（昭和45年条例第14号）において、

- （1）人権啓発に関すること。
- （2）同和対策に関すること。
- （3）商工業及び農業に関すること。
- （4）観光に関すること。
- （5）消費生活に関すること。
- （6）自治振興及びコミュニティに関すること。
- （7）統計に関すること。
- （8）戸籍及び住民基本台帳に関すること。
- （9）印鑑登録に関すること。
- （10）住居表示に関すること。
- （11）一般廃棄物の処理に関すること。
- （12）防疫に関すること。
- （13）生活環境に関すること。
- （14）公害に関すること。

と規定されている。

【農業委員会事務局】

農業委員会事務局の主な所管事務は、四條畷市農業委員会規則（昭和53年農業委員会規則第1号）において、

- （1）農地の利用関係の調整に関すること。
- （2）農用地区域における開発行為の許可等に関すること。
- （3）生産緑地法（昭和49年法律第68号）に定められた事項に関すること。

などと規定されており、農業委員会事務局にて事務局事務を行っている。

【田原支所】

田原支所の所管事務は、四條畷市事務分掌条例において、

- （1）田原地域の行政事務のうち規則で定めるものに関すること。
- （2）地域交流に関すること。
- （3）グリーンホール田原に関すること。

と規定されている。

以下の諸点について、さらに調査研究、検討、改善等を要望するものである。

◇地域協働課

○公募型補助金制度の周知について

平成29年度の補助金制度在り方検討会での報告を受けて、「四條畷市公募型協働のまちづくり提案事業補助金」が創設されたところであるが、昨年12月から募集がされた結果、応募件数は12件であり、総額は500万円程度であった。

同報告では補助対象の門戸開放・機会均等が望ましく、重要であることを述べているところである。今後、門戸開放・機会均等の促進を図るとともに、よりよい提案が多くなされるよう同補助金制度の周知に努められたい。

○統計業務における属人化等の防止について

統計業務については、住民等の現状を把握し、これらを分析のうえ、諸課題の解決等を図るため、統計精度の維持・向上が求められる。

このようなことから、適正な人員配置、あるいは専任部署を設置することなどの検討も必要であると思料するところであり、担当職員の専任化や属人化を解消する観点からも、組織機構を担当する部門及び人事担当部門と調整を図るとともに、市民生活部内での人員配置も併せて検討されたい。

◇人権・市民相談課

○所掌事務の拡充及び団体事務への対応について

平成30年度の機構改革により、人権担当課が市民相談業務を担うことになったことに加え、また、昨今、DV被害者やLGBTの支援など新たな分野の人権支援の要請が生まれており、人権行政はより広範化かつ専門化しているところである。

また、職員が人権の各種団体事務に従事する時間が多く、本市が担うべき人権行政施策に携わる時間数にも影響があるようである。

このようなことから、職員が本来業務できるよう、各団体の自立化を進めるとともに、各団体と職員の関わり方を見直すなど、生産性の向上に努める方策を検討されたい。

◇消費生活センター

○消費相談体制の充実について

消費生活センターについては、平成28年4月に設置され、現在は人権・市民相談課の職員が兼務している状況であり、消費相談に関する知識が必要不可欠である。

このような状況に対応するため、専門員の配置や拡充などや、限られた職員数での行政運営で厳しい面もあると考えるが、人事担当部門と調整するとともに、市民生活部内での人員配置も併せて検討されたい。

○消費者行政推進補助金について

消費者行政推進補助金が平成31年度をもって終了することに伴い、消費相談員に対して支給する報酬などに要する費用について、本市の予算で賄わなければならない。

消費生活相談は、市民生活にとって欠かすことができないものであるため、市長会など、多方面から事業の必要性を訴え、新たな補助金制度の要望を行っていただきたい。

◇産業振興課

○商店街活性化調査研究事業について

商店街は地域住民の生活の拠点となるとともに、街のにぎわいづくりにも重要な役割を果たすものと思われ、商店街の活性化は本市においての喫緊の課題であると考えられる。

街のにぎわいづくり事業と並行して、こちらの事業も確実に進めていくよう努められたい。

◇市民課

○マイナンバーカードの交付の推進について

マイナンバーカードの交付枚数は、平成28年度の2,957枚から平成29年度の1,119枚へと大きく減少し、昨年9月末時点での累計枚数は、6,324枚にとどまっている。

現状において、本市ではマイナンバーカードの多目的利用がなされておらず、マイナンバーカードを持つことの必要性が欠けていることも交付枚数の伸び悩

みにつながっているように思料されるところである。

市民課としては、マイナンバーを使用する福祉担当課などと連携し、マイナンバーカードの交付についてさらなる周知に努めるとともに、市全体としてはコンビニエンスストアでの住民票等の交付など、市民サービスの向上にも繋がるものであることから、マイナンバーカードの多目的利用に向けて、費用対効果も勘案した調査研究に努められたい。

○手数料の電子マネーによる決済について

現在、証明書発行における電子マネーを活用した収納業務（QRコード決済で収納する方法）を社会実験として実施しているところであるが、市民サービスの向上及び窓口業務における職員の負担軽減にも繋がることから、多角的な視点で今後における実施の有無を判断されたい。

◇生活環境課

○災害時の対応について

大阪府北部地震や相次ぐ台風によって多くの災害ごみが発生し、その対応に尽力されたことに敬意を表するところである。

災害ごみの処理は、市民生活の復旧に重要な役割を担うものであることから、一連の廃棄物の対応方法や関係課との連携を含めた体制について十分に振り返り、今後、予期せぬ大規模災害において迅速かつ柔軟に対応できるよう備えられたい。

◇農業委員会事務局

特に指摘をすべき重大な事項は見受けられなかった。

◇田原支所

○田原活性化市民提案型イベントについて

平成30年度から田原活性化市民提案型イベントの募集を行い、現時点で4件のイベントの支援が行われた。

田原活性化対策本部会議においても、種々議論を重ねてきているところであるが、更なる市民との協働を進めるとともに、田原地域の「にぎわいづくり」に資するものともなるため、今後提案数が増えるよう、より一層周知に努められたい。

◇各所属共通

○事務文書の適正な処理について

文書事務全般について、重大な事故に直結するものではないが、事務処理上の不備や軽微な誤りなど、改善すべき事案が多数見受けられた。文書管理規程、事務決裁規程、財務規則などの諸規定を順守し、定められた方法で適正かつ正確な事務処理を行うよう努められたい。

また、日常業務への取組みを定期的に点検し、事務の簡略化及び効率化を図られたい。

○予算の流用について

今年度上半期に複数の費目で予算の流用が行われ、事業が実施されていた。

突発的な要因によるものがほとんどであったが、予算の範囲内で事業について取捨選択を行うとともに、実施が必要と考える事業については、予算要求時点で事業実施のスキームについても十分に検討するとともに、財政担当部門と十分に議論を行い、計画的に予算化を行った上で事業等を実施されたい。